

従事者共済会NEWS

通巻No.49
January 2026

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



「共済会システム」に登録されたメールアドレスもしくはFAXにお送りしています。
東社協 HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>) 「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。

◆源泉徴収票の提出範囲の拡大・様式変更について(令和8年1月~)

令和7年度税制改正により、令和8年1月1日以後に支払う退職金に関して、税務署と区市町村への提出範囲が拡大します。従事者共済会の退職共済金の支払者は契約者様（法人）のため、1月末給付の方から、各法人において、ご対応をお願いいたします。また、共済会システムから出力できる源泉徴収票（PDF）は、1月20日の入力再開時から新様式となります。システム出力の源泉徴収票には、使用方法等を記載しておりますので、ご参照ください。

年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票							
支払を受ける者	個人番号						
	住所又は居所						
	1月1日の住所						
	氏名	(役職名)					
区分	番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額			
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		千円	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分							
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日				
万円	年						
(摘要)	給付						
支払者	個人番号 又は法人番号						
	住所(居所) 又は所在地	共済会システムに保存されている法人情報が表示					
	氏名又は 名称						

税務署・区市町村に提出する場合は、受給者（退職者）の個人番号を記入

(様式の変更点)

国税庁の新様式（※）に準拠し番号欄を追加しました。
従事者共済会の退職共済金は、該当する番号はありませんので、記載不要です。

税務署・区市町村に提出する場合は、支払者（法人）の法人番号を記入

(※) 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100052.htm>

<提出範囲の拡大について>

これまで、源泉徴収票を税務署と市区町村へ提出しなければならないのは、受給者が法人の役員である場合に限られましたが、令和7年度税制改正により、令和8年1月1日以後に支払う退職手当等については、納税額の有無にかかわらず、すべての受給者について提出する必要があります。

源泉徴収票は、退職後1ヶ月以内に税務署および区市町村に提出することとされています（税務署への提出は、その年に退職した受給者分を取りまとめて翌年1月31日までに提出することも可能です。）

※提出方法等の詳細は、法人所在地所轄の税務署および受給者の居住する区市町村にご確認ください。従事者共済会は退職共済金の支払者ではないため、税務署等への提出は行いません。

なお、従事者共済会の「退職共済金制度」と福祉医療機構の「退職手当共済制度」の双方に加入しており、機構が共済会分と合算して税務処理を行い、最終支払者として源泉徴収票を税務署等へ提出する場合でも、先に支払われる共済会分の退職所得の源泉徴収票は、法人が税務署等に提出する必要があります。

◆3年ごとの「財政決算」を実施 ～制度改正による効果と制度運営の健全性を確認！～

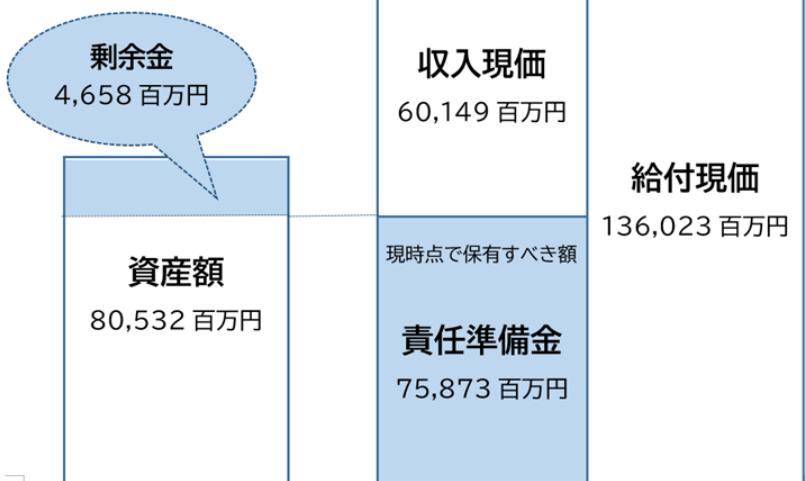
従事者共済会では、従事者共済会規程 第27条にもとづき、3年ごとに外部の専門家による「財政決算」を実施しています。「財政決算」とは、加入・退会などの加入者動向を踏まえて、制度を安定的に継続運営していく上での『財政状況の健全性』や『掛金率の適正さ』などを検証するものです。今年度はその実施年度にあたり、令和6年度末決算に基づく財政決算を実施しました（委託先：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）。

その結果、財政状況としては、制度を安定的に維持・継続させていく上で保有しておかなければならぬ金額「責任準備金」に対して、資産額の方が多く、剩余金がある状況となりました。

積立水準は106.1%となり（※）、令和3年度に実施した制度改正によって、財政上の安定感がさらに増していることが確認されました。

※参考：前々回実施時 102.0%
前回実施時 105.0%

【令和6年度末の財政状況】



【財政状況結果に関する報告内容】

みずほリサーチ＆テクノロジーズ(株)より

- ①令和3年10月1日に制度変更を実施し、予定利率を従来の1%から0.75%に引き下げたことにより、運用面から不足金が発生する可能性は低くなっている。
- ②過去3年の運用実績は時価ベースで年率1.03%であったため、予定利率を上回ることができ、剩余金が増加している。
- ③会員数は3年間で約540人増加したが、令和5年度は、初めて前年度末比で減少に転じた。（令和6年度は増加）。その間も、給付よりも掛金収入が多い状況が続いている。
- ④経済状況によっては、予定利率や給与水準の見直しが必要となる可能性もあり、今後も財政状況の把握が必要。

この結果を受けて、11月19日（水）に開催した第2回代議員会では、「現行の運営を維持しつつ、引き続き財政の安定化に努め、堅実な運営をすすめていく」ことが承認されました。

今年度はALM分析（資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーション）も同時実施しているので、結果については次回共済会NEWSでお知らせします。

◆令和7年度上半期事業執行状況と資産運用状況について

代議員会では上半期の事業執行状況などについても協議しました。

●○●事業実施状況●○●

9月18日（10月分の電子申請入力開始）から、これまで郵送が必要だった受給申請書の提出を、共済会システムにPDFをアップロードする方法に変更するなど、事務利便性を向上させました。

手続きの変更点を説明する事務説明会動画・システム操作説明資料のURLは、共済会システムのトップ画面に常時掲載し、契約施設がいつでも確認できるようにしています。

また、契約施設が外国人従事者の加入時に使用できるよう、ルビ付き・わかりやすい日本語で共済会事業の説明書類を作成しました。

4月～10月の新規加入者は6,113人、退会者は5,492人で、加入者総数は令和7年10月末時点で61,917人となりました（前年度末比620人増）。退職共済金の給付は4月～10月の合計で50億2194万7266円を送金しています。

【契約施設・団体数】(単位：か所)

6年度末	7年10月末	増減
2,919	2,940	21

【加入者数】

	6年度末	7年10月末	増減
加入者総数	61,297	61,917	620
男性	19,181	19,280	99
女性	42,116	42,637	521

●○●資産運用状況●○●

令和7年9月末時点の資産状況は、下記のとおり799億円を超えています。

従事者共済会では、資産管理にあたって、国内債券や国内株式・外国債券や外国株式など、どのような資産をどのような比率で保有するのかを定めた「基本ポートフォリオ」があり、これに沿った分散投資により、資産の安全性の確保を図っています。

四半期ごとに「資産運用委員会」を開催し、資産状況を検証していますが、6月末時点で国内株式が基本ポートフォリオの許容乖離範囲を逸脱していたため、リバランスを実施しました。その結果、9月末時点ではすべての資産が許容乖離範囲内となっています。

今後も、安全かつ適切な資金運用に努めてまいります。

◆◇◆資産の状況◆◇◆

●令和7年9月30日現在の時価

		令和7年3月末	令和7年9月末	資金構成割合	基本ポートフォリオ	(単位：円)
					乖離許容	
退職共済金運用資金（積立金）		79,772,973,162	79,830,003,073			
預貯金	※1	7,120,389,246	6,384,594,302			
定期預金		3,000,000,000	4,000,000,000			
自家運用 (債券)	国債・都債	52,930,988,925	52,930,988,925			
委託運用 (4社)	A社	3,870,624,120	3,808,698,309	79.80%	84.5%	79.5～89.5%
	B社	3,580,144,971	3,517,707,138			
	C社	3,581,466,752	3,517,536,672			
	D社	2,243,962,745	1,870,341,044		2.34%	2.0% 1～3%
	国外債	1,992,450,181	2,083,764,753		2.61%	2.5% 1.5～3.5%
C社	国外株	1,452,946,222	1,716,371,930	2.15%	2.0%	1～3%
貸付金		93,019,121	89,616,787	0.11%	1.0%	—
退職共済金支払基金合計		79,865,992,283	79,919,619,860	100.00%	100.0%	

※1 委託運用各機関の短期資産保有額を含む

<ご確認ください>

●福祉医療機構届出書類の送付先について

独立行政法人 福祉医療機構（以降、機構）と本会の業務委託契約は令和6年12月31日で終了しており、福祉医療機構届出書類の受付はしていません。ご注意ください。機構では、令和7年1月より新システムを運用しており、届出等については機構に直接ご確認ください。

●退会届・受給申請の手続きについて

令和7年9月18日より、共済会システムの手続きが変更されています。退職共済金の給付を受ける退職者が生じた場合、以下の手順で退会届・受給申請の手続きを進めてください。

(1) 共済会システムにて **退会届** を届出

- ①共済会システムの「届出入力」にて、加入者を検索し、を入れ「退会届」ボタンをクリックし、退会月等を入力の上、保存してください。
⇒（掛金納付期間12か月以上の場合）**出力された「退職共済金受給申請書」を印刷。**
- ②「退職共済金受給申請書」を加入者本人に渡し、退会月をご確認いただいた上で、**退職共済金の送金口座（以下、送金口座）・受給者同意欄に記入・自署**を受けてください。
- ※「退職共済金送金先指定依頼書」のご提出を受けている場合、送金口座には、事前に指定された施設・法人の口座が表示されます。その場合、加入者には「退職共済金受給申請書」の退会月・送金口座をご確認いただいた上で、受給者同意欄に記入・自署を受けてください。
- ③加入者から提出された「退職共済金受給申請書」の送金口座・受給者同意欄に記入漏れや書き間違い等がないか確認してください。

(2) 共済会システムで **受給申請** を届出

- ①提出された「退職共済金受給申請書」をスキャンしてPDFにしてください。
- ②共済会システムの「届出入力」にて、退会者を検索し、を入れ「受給申請」ボタンをクリックしてください。
- ③「退職共済金受給申請書」に記載された金融機関情報を入力し、「ファイルを選択」をクリックして①の「退職共済金受給申請書」のPDFを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。
- ④「プレビュー」ボタンをクリックし、表示された「退職共済金受給申請書」が正しいものか、記入漏れ等がないか改めて確認の上、**「保存」ボタンをクリック**してください。
- ※アップロードした「退職共済金受給申請書」は郵送不要です。
- ※3月末退会者については、退会者の記入・自署を受けた受給申請書が、4月10日（金）までにアップロードされ、承認された場合、4月末の送金となります。3月末退会は2月18日（水）より届出が可能ですので、ご利用ください。

●「従事者共済会事務の手引き（2026年発行）」の送付について

令和7年9月18日より変更のあった、加入届・法人間転入届・退会届・受給申請などの手順を更新した「従事者共済会事務の手引き（2026年発行）」が2月下旬に発行されます。法人台帳に登録されている住所宛に「従事者共済会事務の手引き（2026年発行）」「別冊 共済会システム操作説明・様式集」を1部ずつ送付いたします。従事者共済会ホームページにも掲載いたしますので、追加等が必要な場合は、ダウンロードしてご利用ください。